4	法定	自主
4	0	

(第1面)

# 特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月 24日

神奈川県知事 殿

提出者

住 所 東京都港区赤坂九丁目7番3号

氏 名 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 代表取締役社長 浜 直樹

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-6271-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理 に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称							自当		主管理事業登録番号		
				「富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 竹松事業所				( 1026 )			
			Lile				TEL(連約	TEL(連絡先): 0465-41		-0351	
争	耒 場(	の所任	地	神奈川県南足柄市竹松160	00番地						
計	画	期	間		令和6年4月	1 日 ~ 令和 7 年 3	3月31日	(1年間)			
当	亥事業均	場に関す	る事	項							
	① 事	業の種類	頁	E27一業務用機械器具製造業 (具体的には)				271 事務用機械器具製造業			
	② 事業の規模		莫	製造業	製造品出荷額					百万円	
		<ul><li>※ 前年度実績を記 入、医療機関は前年</li></ul>		建設業 エリア内元		請完成工事高				百万円	
				医療機関	医療機関					床	
	度末時点の病床数を 記入。		を	その他の業種売		上高				百万円	
				(上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。)							
	③ 従	業員数									
	業 一 の ※ 特別	別管理及 廃棄物の 連の処理 工程 「管理産業」 「重類ごとに「	り 里 廃	<ul> <li>特管廃油→焼却→再生原料</li> <li>特管廃酸→中和→再生原料</li> <li>特管廃アルカリ→中和→再生原料</li> <li>廃PCB等→分解→再生原料         →分解→埋立</li> <li>PCB汚染物→分解→再生原料         →分解→埋立</li> <li>有害廃油→焼却→再生原料</li> <li>有害汚泥→中和→再生原料</li> <li>有害廃酸→中和→再生原料</li> </ul>							

特別	寺別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
	(管理体制図)						
	ISO14001にて廃棄物に関する目標設定を行い運用管理を実施している。 具体的には社内基準書である「産業廃棄物処理実施手順書」を制定し管理運用を実施している。 組織としては各職場に部門EMS推進会を設置、各部門の代表推進員にて事業所EMS推進会を運営している。 また、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を任命し、各職場との窓口及び産廃業者との調整業務、行政への届け出業務を行っている。						
特別	<u>┃</u> ‖管理産業廢棄物	の排出の抑制に関する事項					
'37	TO THE ROOM IN	【前年度(令和5年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類数	5	種類	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
		① 排出量	75.82	t	* 種類ごとの前年度排出量は、別紙のとおり。		
		 (これまでに実施した取組)					
	① 現状	有価物化の検討。					
		【(令和6年度)目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類数	8	種類	* 種類ごとの本年度排出目		
		① 排出量	95.65	t	標量は、別紙のとおり。		
		(今後実施する予定の取組)					
	② 計画	昨年度に引き続き有価物化の検討。					
特別	『管理産業廃棄物	の分別に関する事項					
		(分別している特別管理産業廃棄物の種類	<b>頁及び分別に関する耳</b>	文組)			
	① 現状	廃棄物分別一覧表による管理。					
		(今後分別する予定の特別管理産業廃棄等	物の種類及び分別に	関する取組)			
	②計画 廃棄物分別一覧表のメンテナンス及び分別の推進。						

(第3面)

自身	自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項							
		【前年度(令和5年度)実績】						
		②十⑧ 自ら再生利用を行った特別管理 産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら再 生利用量は、別紙のとおり。			
		(これまでに実施した取組)						
	① 現状							
		【(令和6年度)目標】						
		②+⑧ 自ら再生利用を行う特別管理産 業廃棄物の量	0.00	t	* 種類ごとの本年度自ら再 生利用量は、別紙のとおり。			
		(今後実施する予定の取組)						
	<u></u>							
	② 計画							
		**						
目り	っ行う特別管埋産϶ 「	業廃棄物の中間処理に関する事項 「「前年度(今和5年度)実績						
		【前年度(令和5年度)実績】			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		⑤ 自ら熱回収を行った特別管理産業廃 棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら熱 回収を行った量は、別紙のと おり。			
		⑦ 自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら中間処理により減量した量は、 別紙のとおり。			
		(これまでに実施した取組)			カリルはないこの2.2.5。 			
	① 現状	(これない、こと大心のに対かれ)						
		【(令和6年度)目標】						
		<ul><li>⑤ 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄</li></ul>			* 種類ごとの本年度自ら熱			
		物の量	0.00	t	回収を行う量は、別紙のとおり。			
					 * 種類ごとの本年度自ら中			
		⑦ 自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0.00	t	間処理により減量する量は、 別紙のとおり。			
		(今後実施する予定の取組)			77,000			
	② 計画	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )						

自ら	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項							
		【前年度(令和5年度)実績】						
		③+⑨ 自ら埋立処分を行った特別管理 産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら埋立処分を行った量は、別紙のとおり。			
		(これまでに実施した取組)						
	① 現状							
		【(令和6年度)目標】						
		③+⑨ 自ら埋立処分を行う特別管理産 業廃棄物の量	0.00	t	* 種類ごとの本年度自ら埋 立処分を行う量は、別紙のと おり。			
		(今後実施する予定の取組)						
4+ 0	②計画							
特別	刂管理産業廃棄物○ 「	の処理の委託に関する事項						
		【前年度(令和5年度)実績】						
	① 現状	⑩ 全処理委託量	75.82	t				
		① 優良認定処理業者への処理委 託量	37.60	t				
		① 再生利用業者への処理委託量	75.82	t	* 種類ごとの前年度処理 委託量は、別紙のとおり。			
		③ 認定熱回収業者への処理委託 量	0	t				
		<ul><li>④ 認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量</li></ul>	0	t				
		(これまでに実施した取組)						
		自社独自の基準を設け、その基準を満た 優良認定取得業者への積極的な処理委託 再利用業者への処理委託の実施。		委託を実施。				

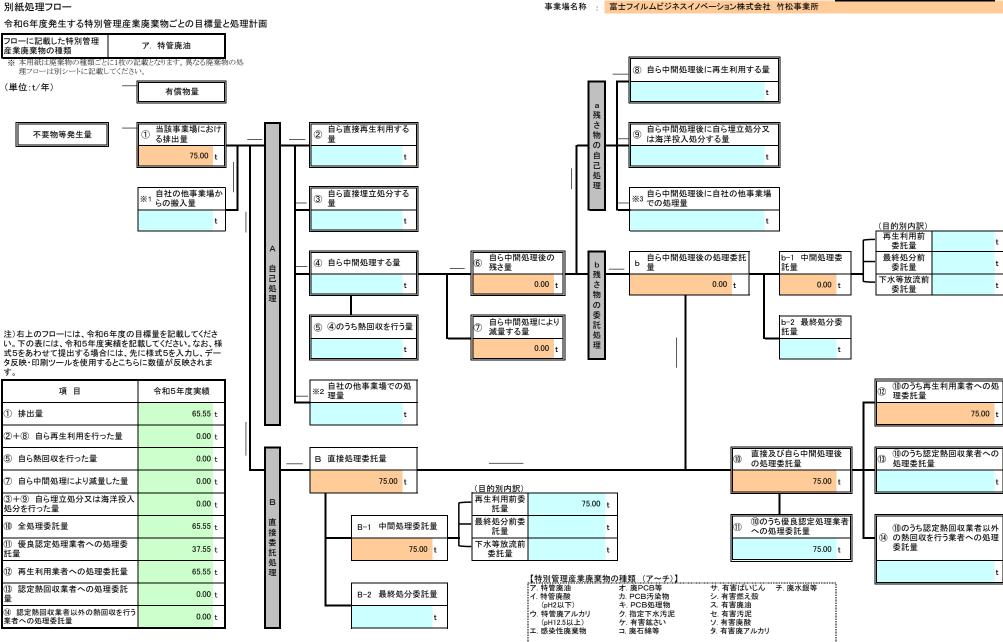
				第5面)				
		( <	令和6年度)目標】					
		10	全処理委託量	95.65	t			
			① 優良認定処理業者への処理委 託量	85.50	t	* 種類ごとの本年度処理 委託量は、別紙のとおり。		
	② 計画		② 再生利用業者への処理委託量	95.65	t			
			① 認定熱回収業者への処理委託 量	0.00	t			
			(4) 認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	0.00	t			
		(今	後実施する予定の取組)					
		自社独自の基準を設け、その基準を満たした処理委託先へのみ処理委託を実施。 優良認定取得業者への積極的な処理委託の実施。 再利用業者への処理委託の実施。						
			【前年度(令和5年度)実系					
			特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ピフェニル廃棄物を除く。)		9.41	t		
l	- 1		後実施する予定の取組等)					
使加	子情報処理組織の 用に関する事項 子マニフェストの 月に関する事項)							
*	事務処理欄							

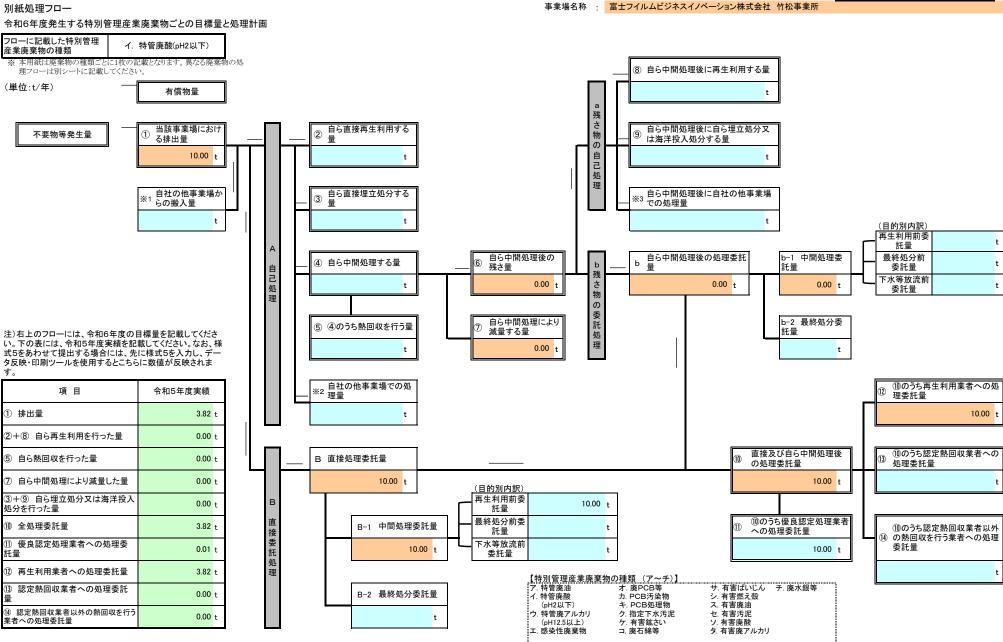
# 備考

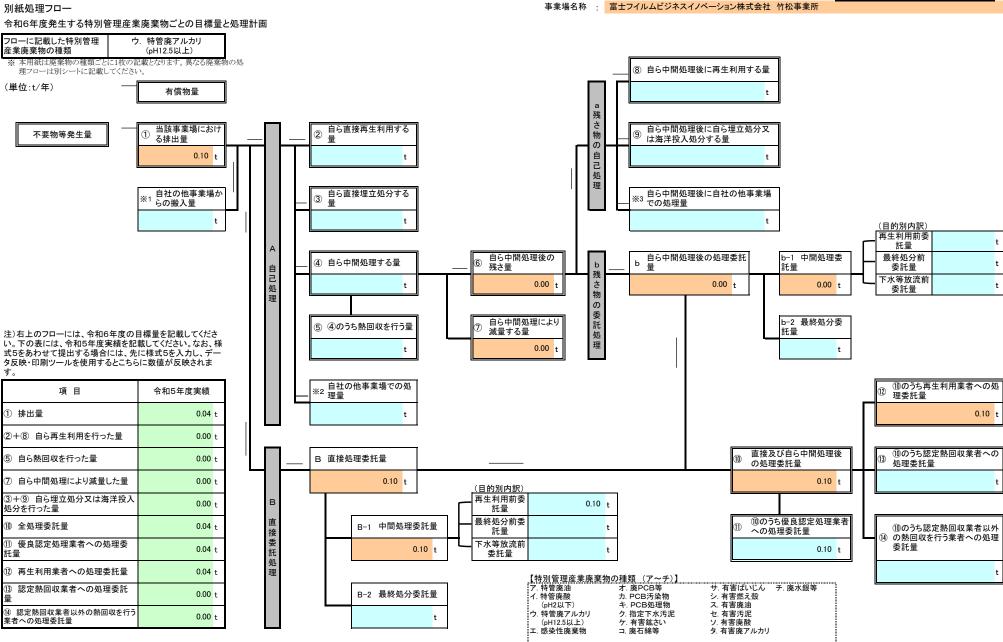
1 この様式は、前年度(令和5年度)の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成し、提出してください。

また、前年度(令和5年度)の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン未満の事業場にあっては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業へ参加するにあたり、事業場ごとに1枚作成し、提出してください。

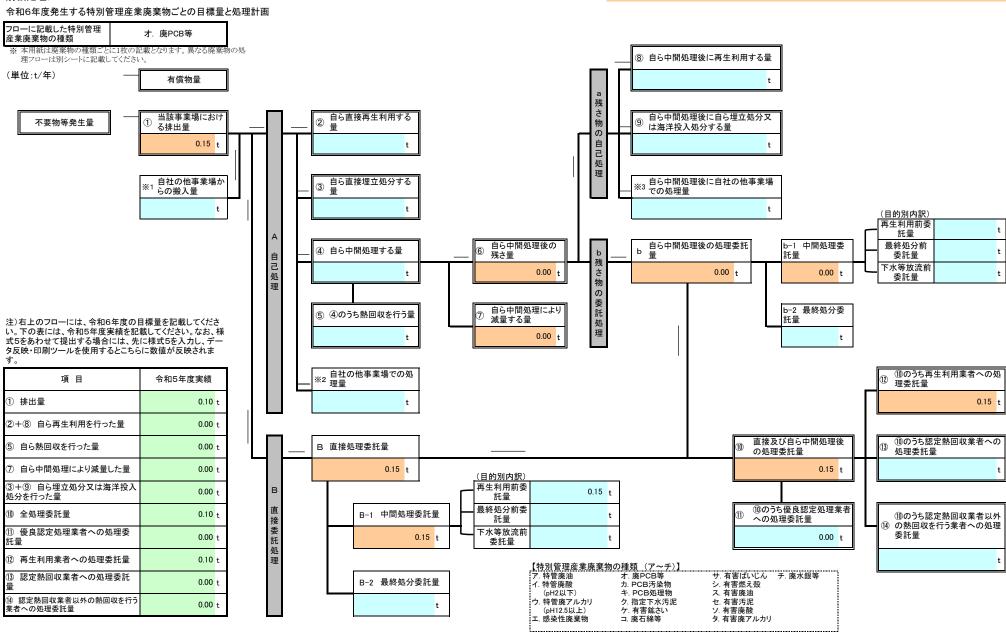
- 2 当該年度(令和6年度)の6月30日までに提出してください。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入してください。なお、中間処理を行うことにより、特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量を含めて記入してください。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度(令和5年度)の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからいまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入してください。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入してください。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入してください。
- 9 第5面の※欄には、何も記入しないでください。





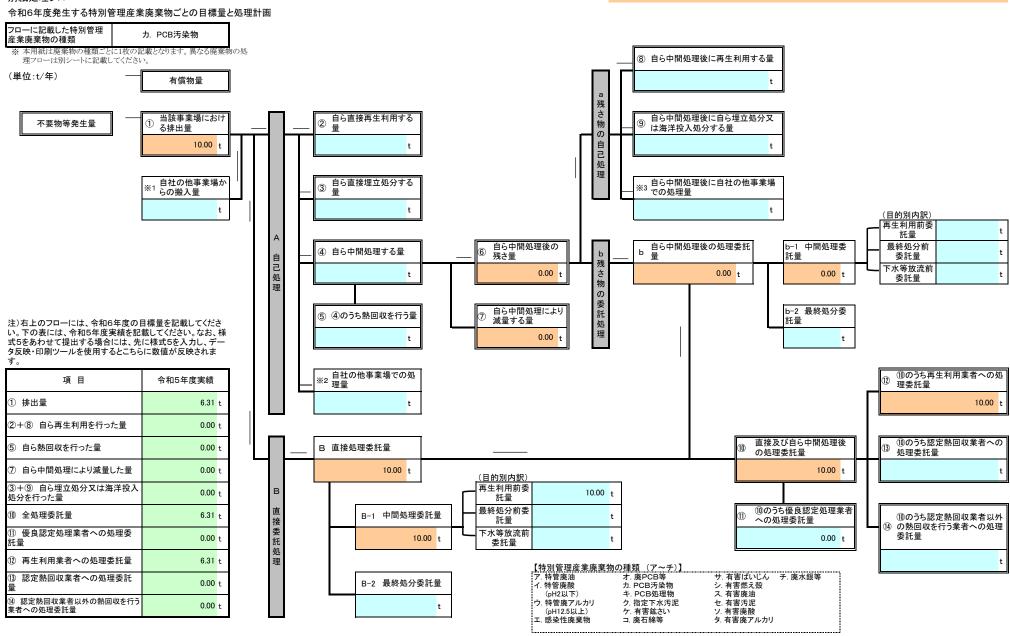


事業場名称 : 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 竹松事業所

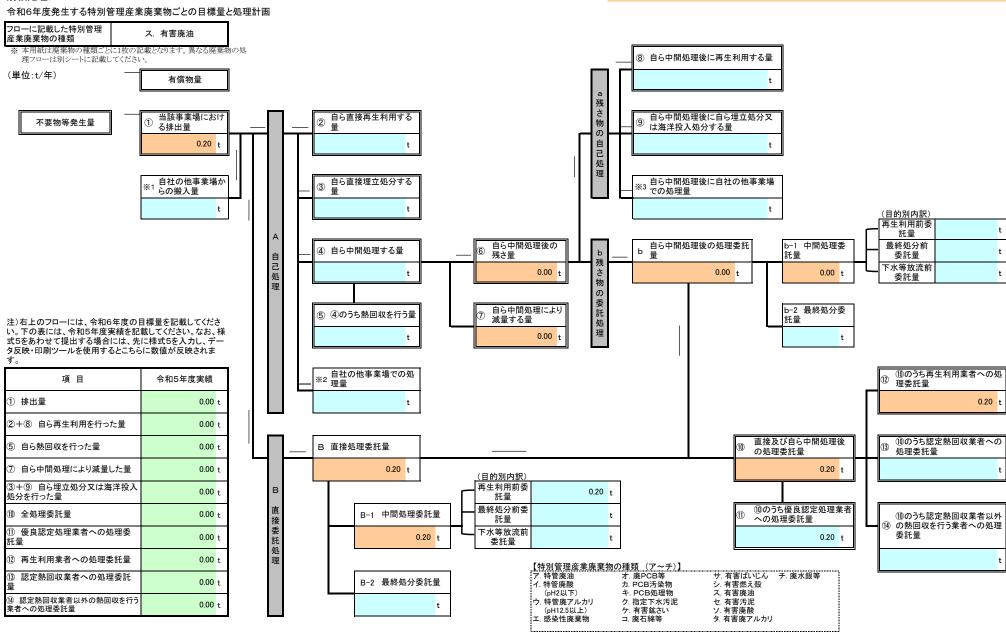


4-2 法定 自主

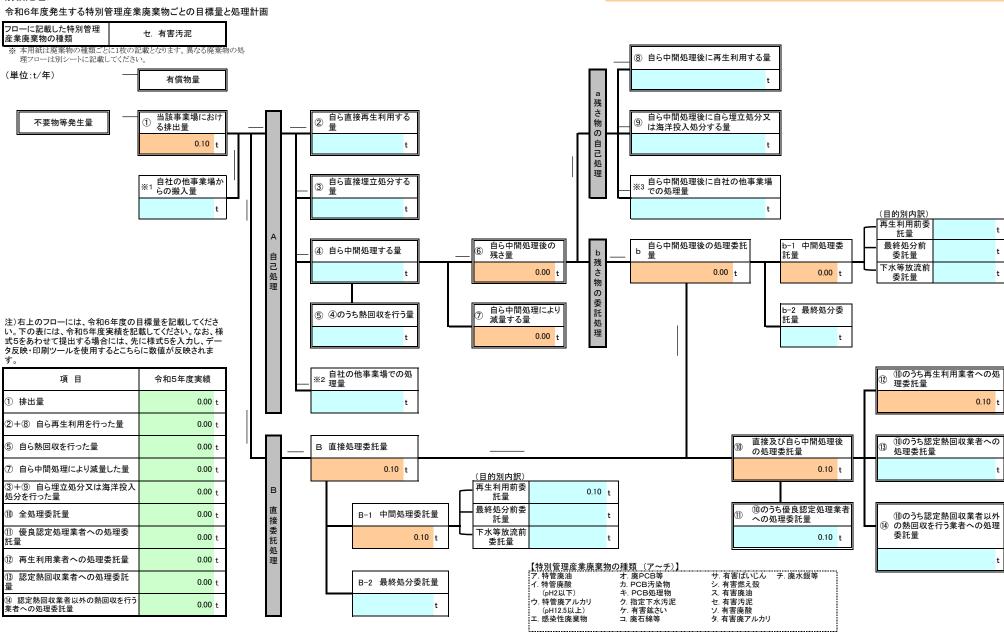
事業場名称 : 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 竹松事業所



事業場名称 : 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 竹松事業所

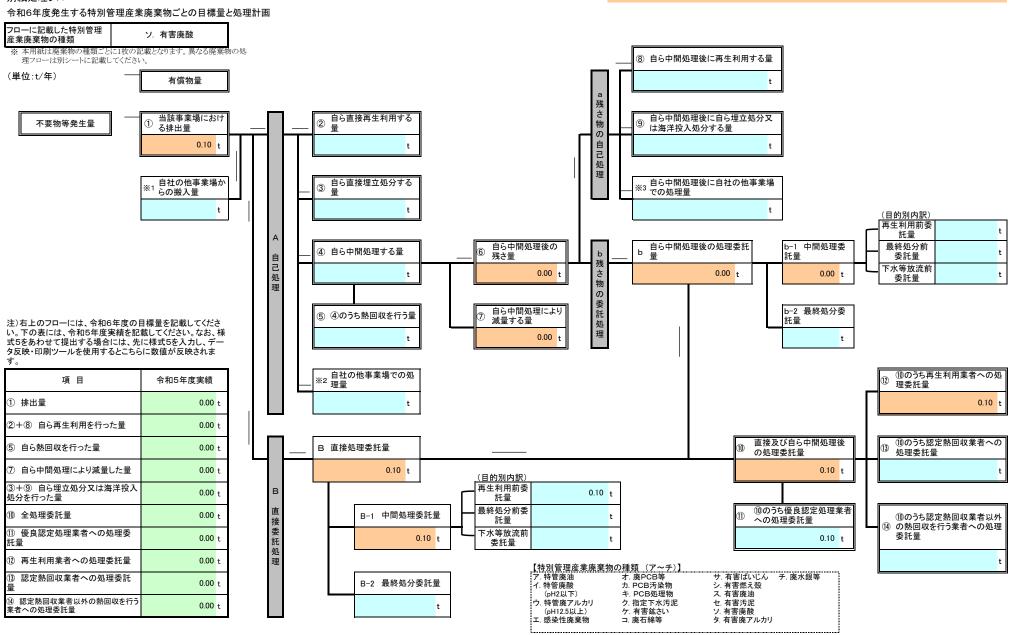


事業場名称 : 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 竹松事業所



4-2 法定 自主

事業場名称 : 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 竹松事業所



法定 自主 4 - 1

別紙一括表 事業場名称: 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 竹松事業所 (単位·Kン) サシ 特管廃酸 特管廃アルカリ 感染性 指定 有害 特管廃油 廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物 有害鉱さい 廃石綿等 有害ばいじん 有害燃え殻 有害廃油 有害汚泥 有害廃酸 廃水銀等 合計 廃アルカリ (pH2以下) (nH125ULF) 廃棄物 下水汚泥 ① 排出量 65.55 3.82 0.04 0.10 6.31 0 0 75.82 ②+⑧ 自ら再生利用を行った量 0 0 0 0 0 和 ⑤ 自ら熱回収を行った量 0 0 0 0 0 0 0 ⑦ 自ら中間処理により減量した量 0 0 0 0 0 0 0 0 Λ 年 ③+9 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量 0 0 0 0 0 ① 全処理委託量 65.55 3.82 0.04 0.10 6.31 0 0 75.82 ① 優良認定処理業者への処理委託量 37.55 0.01 0.04 0 0 0 37.60 Ω 續 ② 再生利用業者への処理委託量 65.55 3.82 0.04 0.10 6.31 0 0 75.82 ③ 認定熱回収業者への処理委託量 0 0 0 0 0 0 0 0 ③ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 0 0 0 0 0 0 0 当該事業場における排出量 75.00 10.00 0.10 0.15 10.00 0.20 0.10 0.10 95.65 ※1 自社の他事業場からの搬入量 ② 自ら直接再生利用する量 ③ 自ら直接埋立処分する量 ④ 自ら中間処理する量 ⑤ ④のうち熱回収を行う量 ※2 自社の他事業場での処理量 ⑥ 自ら中間処理後の残さ量 自ら中間処理により減量する量 a 8 自ら中間処理後に再生利用する量 残 さ 9 自ら中間処理後に自ら埋立処分又は海洋投入処分する 理 理の ※3 自ら中間処理後に自社の他事業場での処理量 自ら中間処理後の処理委託量 b-1 中間処理委託量 再生利用前委託量 度 最終処分前委託量 目 下水等放流前委託量 b-2 最終処分委託量 直接処理委託量 75.00 10.00 0.10 0.15 10.00 0.20 0.10 95.65 0.10 B-1 中間処理委託量 75.00 10.00 0.10 0.15 10.00 0.20 0.10 0.10 95.65 再生利用前委託量 75.00 10.00 0.10 0.15 10.00 0.20 0.10 0.10 95.65 最終処分前委託量 下水等放流前委託量 B-2 最終処分委託量 ⑩ 直接及び自ら中間処理後の処理委託量 75.00 10.00 0.10 0.15 10.00 0.20 0.10 0.10 95.65 ⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 75.00 10.00 0.10 0.20 0.10 0.10 85.50 ⑩のうち再生利用業者への処理委託量 75.00 10.00 0.10 0.15 10.00 0.20 0.10 0.10 95.65 ⑩のうち認定熱回収業者への処理委託量 ⑪のうち認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委